

別表3 利用料金の限度額と現在の利用料金

1 有度山総合公園運動施設

(1) テニスコートの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
テニスコート	一般	1面1利用区分帯につき	1,220円	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円	860円

備考

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

3 「1利用区分帯」とは、静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年市条例第233号。以下「条例」という。）第3条に規定するテニスコートの供用時間を当該供用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。

(1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間

ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間

エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間

(2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間

4 条例第3条第3項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。

5 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。

6 条例第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

7 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

8 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	11,970円	11,970円
	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	8,400円	8,400円
	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	全日 午前9時から午後5時まで	23,940円	23,940円
	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	全日 午前9時から午後5時まで	16,800円	16,800円
	専用利用（1面につき） その他の場合	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	59,820円	59,820円
	専用利用（1面につき） その他の場合	全日 午前9時から午後5時まで	119,640円	119,640円
	個人利用（1面につき） 当日券（1人半日につき） 一般	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	520円	310円
	個人利用（1面につき） 当日券（1人半日につき） 生徒等及び70歳以上の者	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	260円	160円

ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場	個人利用（1面につき） 回数券（11枚つづり。1枚の利用は、半日につき） 一般	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	5,200円	3,100円
	個人利用（1面につき） 回数券（11枚つづり。1枚の利用は、半日につき） 生徒等及び70歳以上の者	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	2,600円	1,600円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 条例第3条第3項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の半日の区分における金額の1時間分に相当する額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して午後0時45分から午後1時15分までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、この表の半日の区分における金額の30分分に相当する額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 条例第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。
- 9 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(3) クラブハウスの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
多目的室	一般	1利用区分帯につき	310円	310円
	生徒等及び70歳以上の者	1利用区分帯につき	220円	220円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 「1利用区分帯」とは、条例第3条に規定する運動施設の供用時間を当該供用時間の開始時

刻から1時間までごとに区分した時間帯をいう。

- 4 条例第3条第3項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき1利用区分帯に対応する金額に相当する額とする。

(4) 附帯設備及び器具の利用料金

ア ターゲットバードゴルフ

施設名	種類	単位	条例での限度額	承認額
ターゲットバードゴルフ場	クラブ	1本	100円	100円
	スイングマット	1枚	50円	50円
	羽球	1個	50円	50円

イ グラウンドゴルフ

施設名	種類	単位	条例での限度額	承認額
グラウンドゴルフ場	スティック	1本	100円	100円
	ボール	1個	50円	50円

ウ クラブハウス

施設名	種類	単位	条例での限度額	承認額
クラブハウス	シャワー	1回につき	100円	100円

備考

- 1 ア及びイの表に掲げる器具以外の器具の利用料金は、類似する器具の金額に準じて算定した額とする。
- 2 ア及びイの表にあっては、運動施設の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における利用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

2 城北運動場

施設名	利用区分		単位	条例での限度額	承認額
テニス場	一般		1面1利用区分帯につき	1,220円	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者		1面1利用区分帯につき	860円	860円
相撲場	一般		1時間につき	150円	150円
	生徒等及び70歳以上の者		1時間につき	110円	110円
クラブハウス	更衣室（シャワーを使用する場合に限る。）		1人1回につき	100円	100円
	多目的室	一般	1室1利用区分帯につき	930円	930円

クラブハウス	多目的室	生徒等及び70歳以上の者	1室1利用区分帯につき	660円	660円
--------	------	--------------	-------------	------	------

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 「1利用区分帯」とは、静岡市城北運動場条例（平成15年市条例第125号。以下「条例」という。）第4条に規定する開場時間を当該開場時間の開始時刻から、テニスコートにあっては2時間まで、クラブハウスの多目的室（以下「多目的室」という。）にあっては3時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、テニスコートにあっては1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額と、多目的室にあっては1利用区分帯につきこの表による金額の3分の1に相当する額とする。
 - (1) テニスコートについて、次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
 - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
 - ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間
 - エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間
 - (2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間
- 4 条例第4条ただし書の規定によりテニスコート又はクラブハウス（多目的室に限る。）の開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。
 - (1) テニスコート この表による金額の2分の1に相当する額
 - (2) 多目的室 この表による金額の3分の1に相当する額
- 5 条例第5条第1項ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

3 清水長崎新田スポーツ広場

(1) 清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
スポーツ交流センター	2階 軽運動室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,230円	1,230円
		午後1 午後1時から午後3時まで	820円	820円
		午後2 午後3時から午後5時まで	820円	820円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,460円	2,460円
	2階 軽運動室 生徒等及び70歳以上の者	午前 午前9時から正午まで	870円	870円
		午後1 午後1時から午後3時まで	580円	580円
		午後2 午後3時から午後5時まで	580円	580円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,740円	1,740円
	2階 多目的室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,230円	1,230円
		午後1 午後1時から午後3時まで	820円	820円
		午後2 午後3時から午後5時まで	820円	820円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,460円	2,460円
	2階 多目的室 生徒等及び70歳以上の者	午前 午前9時から正午まで	870円	870円
		午後1 午後1時から午後3時まで	580円	580円
		午後2 午後3時から午後5時まで	580円	580円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,740円	1,740円

スポーツ交流 センター	3階 体育室 一般	午前 午前9時から正午まで	4,230円	4,230円
		午後1 午後1時から午後3時まで	2,820円	2,820円
		午後2 午後3時から午後5時まで	2,820円	2,820円
		夜間 午後6時から午後9時まで	8,460円	8,460円
	3階 体育室 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	2,970円	2,970円
		午後1 午後1時から午後3時まで	1,980円	1,980円
		午後2 午後3時から午後5時まで	1,980円	1,980円
		夜間 午後6時から午後9時まで	5,940円	5,940円
	3階 軽運動室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,410円	1,410円
		午後1 午後1時から午後3時まで	940円	940円
		午後2 午後3時から午後5時まで	940円	940円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,820円	2,820円
	3階 軽運動室 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	990円	990円
		午後1 午後1時から午後3時まで	660円	660円
		午後2 午後3時から午後5時まで	660円	660円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,980円	1,980円
	3階 多目的室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,410円	1,410円
		午後1 午後1時から午後3時まで	940円	940円

スポーツ交流 センター	3階 多目的室 一般	午後2 午後3時から午後5時まで	940円	940円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,820円	2,820円
	3階 多目的室 生徒等及び70歳以 上の者	午前 午前9時から正午まで	990円	990円
		午後1 午後1時から午後3時まで	660円	660円
		午後2 午後3時から午後5時まで	660円	660円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,980円	1,980円
	3階 和室1	午前 午前9時から正午まで	930円	930円
		午後1 午後1時から午後3時まで	620円	620円
		午後2 午後3時から午後5時まで	620円	620円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,860円	1,860円
	3階 和室2	午前 午前9時から正午まで	930円	930円
		午後1 午後1時から午後3時まで	620円	620円
		午後2 午後3時から午後5時まで	620円	620円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,860円	1,860円
	個人利用 軽運動室 (1人1回につき) 一般	午前 午前9時から正午まで	270円	270円
		午後1 午後1時から午後3時まで	270円	270円
		午後2 午後3時から午後5時まで	270円	270円
		夜間 午後6時から午後9時まで	330円	330円

スポーツ交流 センター	個人利用 軽運動室 (1人1回につき) 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	140円	140円
		午後1 午後1時から午後3時まで	140円	140円
		午後2 午後3時から午後5時まで	140円	140円
		夜間 午後6時から午後9時まで	170円	170円
	個人利用 体育室 (1人1回につき) 一般	午前 午前9時から正午まで	270円	270円
		午後1 午後1時から午後3時まで	270円	270円
		午後2 午後3時から午後5時まで	270円	270円
		夜間 午後6時から午後9時まで	330円	330円
	個人利用 体育室 (1人1回につき) 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	140円	140円
		午後1 午後1時から午後3時まで	140円	140円
		午後2 午後3時から午後5時まで	140円	140円
		夜間 午後6時から午後9時まで	170円	170円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 5 静岡市スポーツ広場条例(平成15年市条例第129号。以下「条例」という。)第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午

前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。

- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 条例第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 9 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 10 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの附帯設備の利用料金

施設名	種類	単位	使用単位	条例での限度額	承認額
スポーツ交流センター	ビデオプロジェクター	1式	1時間	520円	520円
	シャワー	1人	1回	100円	100円

(3) 清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
テニスコート	一般	1面1利用区分帯につき	1,040円	1,040円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円	740円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 「1利用区分帯」とは、条例第4条に規定するテニスコートの利用時間を当該利用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
 - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
 - ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間
 - エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間
 - (2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間
- 4 条例第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料

金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表による金額の2分の1に相当する額とする。

5 条例第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

6 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。